

## 群馬県避難者向け借上げ住宅事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、岩手県、宮城県及び福島県（以下「被災3県」という。）からの要請に基づき、東日本大震災（以下「震災」という。）により、住宅を失い又は使用することができず、自らの資力では住宅を確保することのできない被災3県からの避難者に対して、災害救助法に基づく応急仮設住宅として借り上げる民間賃貸住宅（以下、「借上げ住宅」という。）を、群馬県（以下「県」という。）が供給するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (入居者の要件)

第2条 借上げ住宅に入居できる者は、被災3県から群馬県内への避難者で、以下の各号のいずれにも合致する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

- ア 震災発生時に福島県に居住していた者で、震災により住家が全壊、半壊、全焼又は流出するなど居住する住家がない者又福島県内の原子力発電所事故による放射線から避難する者
- イ 震災発生時に岩手県又は宮城県に居住していた者で、震災により住家が全壊、半壊、全焼又は流出するなど居住する住家がない者

(2) 自らの資力をもってしては住宅を確保することができない者であること。

(3) 災害救助法に基づく応急仮設住宅として群馬県内で提供される県若しくは市町村営の公営住宅又は群馬県住宅供給公社（以下、「公社」という。）の賃貸住宅への入居が通勤・通学・通院・介護等の事情により困難な者であること。

### (県の役割)

第3条 県は、借上げ住宅に関する以下の事務を行う。

- (1) 借上げ住宅の決定に関すること。
- (2) 借上げ住宅の貸主との契約に関すること。
- (3) 入居者の決定及び入退去に関すること。
- (4) 借上げ住宅の家賃等の支払いに関すること。
- (5) 借上げ住宅に係る仲介手数料の支払いに関すること。
- (6) その他借上げ住宅の借主、仲介業者又は貸主、県内市町村並びに被災地自治体との調整に関すること。

### (県内市町村の役割)

第4条 県内市町村は、借上げ住宅に関する以下の事務を行う。

- (1) 当該市町村内に存する避難者に対する群馬県避難者向け借上げ住宅事業に関する情報提供
- (2) 入居者の生活支援に関すること。

### (仲介業者の役割)

第5条 仲介業者は、借上げ住宅の供給に関する以下の事務を行う。

- (1) 貸主と県との契約に関すること。なお、第12条の規定による借り上げ住宅の賃貸借契約書を作成の上、県に提出するものとする。
- (2) 入居者の入退居手続きに関すること。なお、入居者の入居状況を常時的確に把握するよう努めるとともに、入居者が借り上げ住宅を退去した場合は、県に報告するものとする。
- (3) 借上げ住宅の管理に関すること。
- (4) その他貸主、県、入居者間の仲介、調整に関すること。

### (借上げ住宅の条件)

第6条 借上げ住宅は、貸主が県を借主とする三者契約に同意している民間賃貸住宅（アパート、貸家等）で、以下の各号の条件すべてに合致するものとする。

- (1) 家賃の限度額は、月額6万円とする。ただし、1物件への入居人数が5人（乳幼児を除く）以上の場合は、9万円とする。ただし、特別な事情があり、選択できる物件が極めて限られ

ると県が認める場合は、個別に判断するものとする。

- (2)管理費、共益費及び駐車場代は、前号の家賃に含むものとする。
- (3)エアコン、(1台以上)、コンロ(ガス又はIH)、照明器具(全室)、給湯器、カーテンの付帯設備すべてを備える場合は、付帯設備費として5千円を限度に家賃に加算することができる。この場合において、加算額の上限は5千円とし、かつ加算後の家賃限度額は9万円とする。
- (4)新耐震基準で建設されたもの又は耐震診断、耐震改修等により住宅耐震性が確認されたものとする。

(借上げの期間)

第7条 借上げ住宅の借上げ期間は、契約の日から平成28年3月31日までとする。ただし、県は被災3県からの要請があった場合、住宅政策課長が定める範囲において、借上げ期間の延長を決定することができる。

(避難者自らが契約した民間賃貸住宅の借上げ)

第8条 震災発生後、第2条に規定する者で、第6条に規定する条件を満たす民間賃貸住宅を自ら契約している場合は、当該民間賃貸住宅を県名義の契約に置き換えることができる。

(経費の負担)

第9条 借上げ住宅に必要な経費の負担は、次に掲げるとおりとする。

- (1)家賃(共益費、管理費及び駐車場代を含む)は、県が全額負担することとし、入居者は負担しない。
- (2)退去時修繕費は、県が負担することとし、家賃の2か月分を上限とする。
- (3)仲介手数料は、県が全額負担することとし、1物件あたり家賃の0.525か月分を上限とする。
- (4)損害賠償保険の加入に要する費用は、県が負担することとし、2万円を上限とする。
- (5)電気料金、水道料金、ガス料金及び自治会費等は入居者が全額負担するものとする。
- (6)敷金、礼金及び契約更新手数料は、負担しない。

(入居者の募集等)

第10条 借り上げ住宅の入居者の募集及び入居者の決定等に必要な事項は、住宅政策課長が別に定める。

(借上げ住宅の契約)

第11条 借り上げ住宅の貸主と賃貸借契約を締結する場合は、住宅政策課長が別に定める契約書により行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、住宅政策課長が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成24年4月27日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成25年9月30日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成26年7月24日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成27年7月2日から施行する。